

事業者のみなさまへ

労務個別相談会

主催：岩見沢商工会議所

令和7年4月から育児・介護休業法等が大幅に改正します！！

相談無料

事前予約制

11月19日（火）10:00～16:00

《場所：岩見沢商工会議所》

■相談員 社会保険労務士

■相談内容

- ・ 36協定の締結
- ・ 働き方改革への対応
- ・ 雇用関係助成金
- ・ 年次有給休暇取得
- ・ 雇用契約
- ・ ハラスメント対策
- ・ 人事制度
- ・ 就業規則の記載内容、見直し

・ 法改正への対応

令和7年4月1日
から順次施行に
なります

【育児・介護休業法等の改正】

- ①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等が、**事業主の義務**になります
- ②所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大
- ③子の看護休暇が見直し
- ④育児のためのテレワーク導入が努力義務化

など

■協力 北海道働き方改革推進支援センター

このような方もオススメ！

1. これから人を雇うけど、何に気を付けて雇用契約をすればよいか？
2. 法改正による就業規則の見直しはどのように対応したらよいか？

=お申込・問合せ先=

岩見沢商工会議所 指導金融課
電話：0126-22-3445
(平日9:00～17:30)
FAX：0126-22-3441

★お申込みは、裏面ページとなります☆

原則事前予約となります。お気軽にご相談を！

岩見沢商工会議所 行(FAX:(0126)22-3441)

労務個別相談会 申込書

【留意事項】

- ・相談時間は1社1時間までです。
- ・ご希望日時に添えない場合は、あらためて岩見沢商工会議所よりご案内いたします。
- ・先着順で受付けいたしますのでお早めにお申込みください。

相談種別	労務相談	
参加日時	相談日	希望時間
	11月19日(火)	<input type="checkbox"/> 10:00~11:00 <input type="checkbox"/> 11:00~12:00 <input type="checkbox"/> 13:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~15:00 <input type="checkbox"/> 15:00~16:00
事業所名		
所在地		
TEL	平日9:00~17:00につながる連絡先をご記入ください。(携帯電話可)	
FAX		
業種		
参加者 役職・氏名	①(役職)	(氏名)
	②(役職)	(氏名)
相談内容		

※申込書にご記入いただいた情報は、本相談会の事務手続き、主催団体へ情報提供のために利用します。